

測量等の請負契約に係る入札参加者の指名等に関する要綱

(制定昭和52年6月28日総務部長依命通達 令和7年4月1日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第296条第2項の規定に基づき、県が指名競争入札の方法により測量、工事の設計、工事に関する調査又は製造（以下「測量等」という。）の請負契約を締結する場合における入札参加者の指名等について定めるものとする。

(指名競争入札参加者の選考機関)

第2条 規則で出納局長又は公所長に指名競争入札参加者の選考を委任した測量等以外の測量等（設計価格が200万円（製造にあつては400万円）以下の測量等を除く。）における指名競争入札参加者の選考は、工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱（平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「資格設定要綱」という。）第3条に定める本庁入札参加条件等審査委員会（以下「本庁審査委員会」という。）が調査審議する。

2 規則で出納局長又は公所長に指名競争入札参加者の選考を委任した測量等（設計価格が200万円（製造にあつては400万円）以下の測量等を除く。）及び第4条第2項による指名選考内申に係る指名競争入札参加者の選考は、資格設定要綱第7条に定める地方入札参加条件等審査委員会（以下「地方審査委員会」という。）が調査審議する。

(指名基準)

第3条 指名競争入札参加者を選考し又は決定する場合の基準は、次の各号に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにするものとする。

(1) 当該測量等に対する地域的条件

(2) 当該測量等施工についての技術的適性

(3) 「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（昭和41年福島県告示第59号。以下「県告示第59号」という。）の第5に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）以降における経営状況

(4) 審査基準日以降における安全管理の状況

(5) 審査基準日以降における労働福祉の状況

(6) 手持測量等の状況

(7) 資本関係・人的関係

2 資本関係・人的関係にある者（以下「親子会社等」という。）とは、親子会社等の基準について（資料1）に該当する者同士をいい、同一入札に指名しないこととする。なお、認定企業が親子会社等であることが疑われる場合は個別に調査を行い同一入札に参加しないよう努めるものとする。また、入札後に親子会社等が同一入札に参加したことが判明した場合、入札は有効とする。

3 指名する業者の数は、測量等の設計価格に応じて次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 設計価格が1億円以上の場合 原則として15名以上

(2) 設計価格が1億円未満の場合 原則として9名以上

(指名選考の内申)

第4条 測量等を所掌する本庁の課長又は公所長(准公所長を含む。以下同じ。)(以下「測量等執行権者」という。)は、測量等の起工が決定した場合において、当該測量等の設計価格が200万円(製造にあつては400万円)を超える場合は、前条に規定する指名基準に基づき指名競争入札参加者を選考し、工事等請負業者指名選考内申書(第1号様式)(以下「内申書」という。)を、測量等執行権者が本庁の課長であるときは当該測量等の予算を主管する課長(以下「予算主管課長」という。)を経由し総務部入札監理課長(以下「入札監理課長」という。)に、測量等執行権者が公所長であるときは当該公所の所在地を所管する地方振興局出納室長(県北地方にあつては出納局入札用度課長。以下「出納室長」という。)に送付するものとする。

2 前項の測量等執行権者が公所長で、かつ、当該測量等の設計価格が3億円以上である場合において、次条第1項の規定に基づく地方審査委員会の審議を経、同条第2項の規定に基づく出納室長からの通知を受けたときは、当該公所長は内申書を作成し、本庁の当該測量等を所掌する課長(以下「主務課長」という。)及び予算主管課長を経由し、入札監理課長に送付するものとする。この場合において、主務課長はその内容について審査し、意見を付するものとする。

(指名選考及び決定)

第5条 入札監理課長又は出納室長は、前条の規定に基づく内申書の送付を受けたときは、これを本庁審査委員会又は地方審査委員会に付し、指名競争入札参加者の選考を受けるものとする。

2 前項の選考結果を、入札監理課長は予算主管課長に、出納室長は当該測量等執行権者に工事等請負業者指名選考通知書(第2号様式)により通知するものとする。

3 前項の通知の対象となる測量等(製造を除く。)の測量等執行権者が農林水産部又は土木部の公所長であり、かつ、設計価格が3億円未満である場合は、出納室長は、工事等請負業者指名決定書(第2号様式)(以下「決定書」という。)により、規則に基づき当該指名競争入札参加者を決定する権限を持つ者(以下「指名決定権者」という。)に指名競争入札参加者の決定を受けるものとする。

4 前項の場合を除き第2項の通知があつたときは、指名競争入札参加者について、決定書により、測量等執行権者かつ指名決定権者である公所長にあつては決定し、予算主管課長にあつては指名決定権者の決定を受けるものとする。この場合において、予算主管課長は、決定書により、その旨を当該測量等執行権者に通知するものとする。ただし、当該測量等執行権者が公所長である場合には、主務課長を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和56年1月1日から施行する。

前文（抄） この要綱は、昭和56年5月1日から適用する。

（56財第 196号） （（注）第10号様式関係）

前文（抄） この要綱は、昭和60年5月1日から適用する。

この要綱は、平成元年6月27日から施行する。

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2 第3号様式から第8号様式までは、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

工事等請負業者指名選考内申書

工事番号	第 号	工事名		請負に付する設計額	
路線河川名		工事箇所			
工事の概要				工期	
発注種別		許可業種			工事の等級

商号又は名称	代表者	許可区分	点数	等級	所在地	内申理由	備考業者番号

上記のとおり工事等請負業者の指名選考を内申します。

年 月 日

〇〇入札参加条件等審査委員長 様

(工事等執行権者)

印

主務課長	印	予算主管課長	印
------	---	--------	---

※ 内申先が地方入札参加条件等審査委員長であるときは、主務課長欄及び予算主管課長欄の記名及び押印は要しない。

※ 加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

第 2 号様式

工事等請負業者指名選考通知書
工事等請負業者指名決定書

工事番号	第	号	工事名		請負に付する設計額	
路線河川名			工事箇所			
工事の概要					工期	
発注種別			許可業種			工事の等級

商号又は名称	代 表 者	許 可 区 分	点数	等級	所 在 地	内申理由	備 考 業者番号

工事等請負業者指名選考通知書	上記のとおり工事等請負業者が選考されました。 審議番号 第 号 年 月 日 (予算主管課長又は工事等執行権者) 様 (入札監理課長又は出納室長) 印
	工事等請負業者指名選考決定書

- ※ 公所長が工事執行権者かつ指名決定権者であるときは、工事等請負業者指名選考決定書の主務課長名及び工事等執行権者名の記載は要しない。
- ※ 加除、訂正した場合には明瞭に加除、訂正者印を押すこと。

(資料1)

親子会社等の基準について

親子会社等とは、資本関係・人的関係にある者同士をいい、以下の1から3までのいずれかの基準に該当する者同士とする。

1 資本関係

以下のいずれかに該当する者同士

- (1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

以下のいずれかに該当する者同士。ただし、(1)については会社等の一方が民事再生法に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事
 - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合員の関係にある者など、上記1又は2と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合